

参考資料 1

薬事・食品衛生審議会令（抜粋）

薬事・食品衛生審議会令（抜粋）

平成12年6月7日政令第286号

内閣は、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（部会）

第七条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

石綿（アスベスト）を含有する医薬品・医療機器の
実態把握調査に関する追加情報について（その3）

平成19年6月14日

(照会先)

医薬食品局安全対策課

(内線 2748)

山田室長、江野補佐

石綿（アスベスト）を含有する医薬品・医療機器等の
実態把握調査に関する追加情報について（その3）

石綿（アスベスト）を含有する医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の実態把握調査の結果については平成17年12月9日に、また、追加情報を平成18年2月8日及び7月13日に公表いたしました。その後新たに寄せられた情報について下記のとおり公表いたします。

なお、前回（平成18年7月13日）までに公表した70社119製品に今回の新たな情報を加えると、計70社120製品の実績が報告されたこととなります（平成19年6月14日現在）。また、すべての製品につき既に製造販売が中止されています。

記

製造販売業者による調査の結果、石綿を使用していることが新たに判明したが、通常使用時に石綿放出の可能性なしと判明した製品等の追加（1製品）

○製品名：アナログ式歯科用パノラマX線診断装置

商品名：ベラビュー 型式 X-102

製造販売業者名：(株)モリタ製作所

製造販売期間：1979年（昭和54年）～1988年（昭和63年）